

介護保険制度における 住宅改修の手引き

第 4 版



令和 7 年 11 月
行方市介護福祉課

1. 介護保険制度における住宅改修支給制度について

要介護認定されている方が、できるだけ自宅で自立した生活続けるために、必要な住宅改修にかかる費用の一部が支給されます。手すりの取り付けや床の段差解消等、比較的小規模なものが対象です。要介護区分に関係なく上限 20 万円まで支給されます。ただし、その内 1～3割は自己負担してもらいますので市役所からは自己負担額を除いた額しか支給されません。

支給を受ける為には、改修前(事前申請)と改修後(事後申請)にそれぞれ手続きが必要であり、改修前には必ずケアマネジャーと相談してください。

<住宅改修の種類>

- (1) 手すりの取り付け(屋内、屋外)
- (2) 段差の解消(屋内、屋外)
- (3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更
- (4) 引き戸等への扉の取り換え、扉の撤去
- (5) 和式から様式便器等への便器の取替え
- (6) その他前各号の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修

《留意点》

・住宅改修業者について

住宅改修業者に茨城県や行方市の指定はありません。被保険者、被保険者の家族及び被保険者の担当ケアマネジャー等と相談の上、施工を行います。

・施工後のトラブルについて

施工後のトラブルについては、被保険者と施工業者が交渉することになります。

2. 支給対象要件

次の要件をすべて満たし、住宅改修を実施した場合に対象となります。事前申請の手続きをしないまま、着工した場合は原則補助対象になりませんのでご注意ください。

- (1) 被保険者が要介護認定を受けていること(要支援1～要介護5まで)。
- (2) 介護保険被保険者証に記載されている住所地の住宅改修で、実際に居住している住宅であること。
- (3) 本人が在宅であること(病院入院・施設入所・一時外泊は不可)。
- (4) 工事内容が介護保険制度の給付対象であり、事前申請の書類にその必要性について記載されていること。

事前申請の書類は通常担当ケアマネジャーが市役所に申請します。

(状況に応じて福祉住環境コーディネーターや福祉住環境コーディネーターの所属している事業所の職員でも可)

- ① 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修支給申請書・・・「着工日」・「完成日」・「改修費用」・「申請日」は空欄にしてください。
- ② 委任状
- ③ 住宅改修が必要な理由書・・・ケアマネジャー又は福祉住環境コーディネーター2 級以上の人が書きます。
- ④ 見積書・・・施工業者が用意します。(〇〇工事一式等の記載は不可)
- ⑤ 平面図・・・施工業者が用意します。どこを改修するかわかるように印を付けてください。
- ⑥ 住宅改修の承諾書・・・改修する住宅の所有者が違う場合、所有者に承諾書をもらいます。
- ⑦ 改修箇所の工事前の写真・・・日付入り、施工業者かケアマネジャーが用意します。改修箇所がわかるように、長さや高さが分かるようにメジャーをあてて撮影してください。
- ⑧ 同意書・・・支払方法が受領委任払いの時に必要になります。
被保険者と施工業者とで同意を交わしていただきます。

以上の書類が市役所に提出され、市役所の担当職員が現場確認に伺います。

くれぐれも現場確認前に工事着工してしまうと支給対象外となりますので、注意してください。

《留意点》

介護認定新規申請中または入院中や施設入所中の方について

介護認定申請中または入院中(退院日が決まっている)や施設入所中(退所日が決まっている)の方が、事前申請による事前承認後の工事着工は可能ですが、支給申請(事後申請)は認定結果が出てから、または退院・退所した後になります(一時帰宅中の支給申請は認められません)。そのため、認定結果が「非該当」の場合や退院、退所できない場合は、住宅改修費の支給を受ける事はできなくなります(工事をやってしまった場合は全額自己負担になります)。

一時的に身を寄せている住宅の改修について

介護保険の被保険者証に記載されている住所地の住宅の改修が支給対象となります。そのため、介護保険の被保険者証に記載されている住所地以外で、一時的に居住するための住宅改修は、支給対象になりません。

新築や増築の住宅改修について

住宅の新築や増築(新たに居室を設ける等)、または改修理由が老朽化や器具の故障等の場合は支給対象になりません。

※新築の場合、竣工後なら可能な改修もあります(手すりの取り付けやスロープの取り付けなど)。

ひとつの住宅に複数の被保険者がいる場合の改修について

住宅改修費の支給限度額の管理は、非被保険者ごとに行われるため、被保険者毎に支給申請を行うことができます。ただし複数の被保険者に係る住宅改修が行われた場合、各被保険者ごとに対象となる工事を設定し内容や場所等が重複しない様に申請することになります。

支給対象の工事内容について

支給の対象となる工事内容であるかどうかは、保険者である行方市が決定します。同じ工事内容でも保険者が変わると若干判断が異なる場合があります。(例えば、A 市で対象となった工事が B 市では対象にならなかった等)。

3. 支給限度基準額

要介護状態区分に関わらず、支給限度基準額は 20 万円です。

このため、20 万円までの支給限度基準額の範囲内でかかった対象となる工事費用の1～3 割と上限額を超えた費用が利用者負担となります。

例)自己負担割合が1割で 20 万円の改修工事を申請した方

介護保険給付上限額 18 万円、自己負担額 2 万円

支給限度基準額 20 万円の範囲内であれば、何回かに分けて申請することもできます。

また、要介護状態区分が 3 段階以上重くなった場合(基準日は初回の住宅改修着工日)や転居した場合については、支給限度基準額 20 万円の再度利用が認められる場合があります。3 段階リセットや転居リセットについては認められない場合もあるので一度市役所にお問合せください。

4. 支払い方法

支払方法には、償還払い方式と受領委任払い方法の 2 種類があります。

(1) 償還払い方式

いったん、改修費用全額を被保険者が施工業者に支払い、給付対象部分の 7 割～9割の金額が後日、被保険者に行方市から給付されます。

(2) 受領委任払い方式

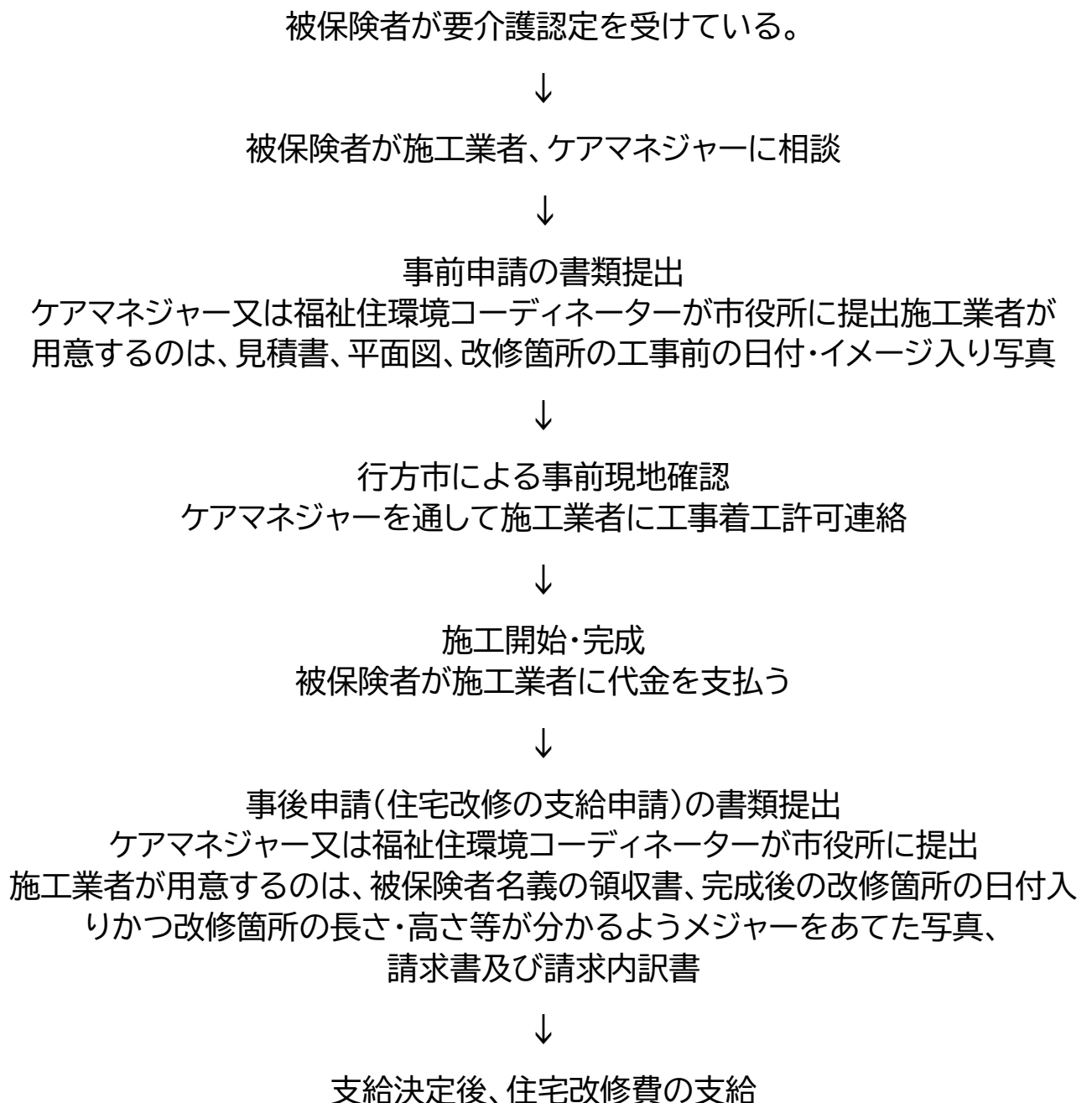
被保険者が介護保険対象の住宅改修に係る費用(給付対象部分)のうち、1～3 割の自己負担分の金額または1～3 割の自己負担分と超過分の金額のみ施工業者に支払えば良い方法です(残りの支給限度基準額内の自己負担割合分については、行方市が直接施工業者に支払います)。

通常払いには 2 か月くらいかかります。被保険者が新規申請中や区分変更申請中の人は認定結果が出てからになりますので、さらに支払いが遅れることになります。

<受領委任払い方式を利用できる対象者について>

- ・介護保険料を滞納による給付制限を受けていない方のみとなります。
- ・受領委任払い方式を利用する為には、事前申請の際に被保険者と施工業者の間で同意書(同意書の様式は市役所にあります)を交わしていただくことになります。

5. 手続きの流れ



<事前申請時の施工業者が用意する提出書類の留意点>

※下記内容は一般的な事例を想定しているため、その他書類等が必要な場合もあります。
予めご了承ください。

1. 見積書(工事費内訳書)

- ・改修の箇所、種類ごとに商品名、部材単価、数量、規格等が区分けされて記載されていること
- ・材料費と工賃および諸経費が区分けされて記載されていること
※工事一式等は不可
- ・見積書に介護保険支給対象外の改修が含まれている場合、保険給付の対象となる部分が明示されていること
- ・見積書に宛名、住所(施工場所)等が被保険者本人であること
- ・見積書に社名等の記入や社印が押印されていること
- ・見積書の計算が合っていること

2. 平面図

- ・被保険者本人の動線がわかり、改修の位置が確認できるものであること
- ・踏み台、スロープの設置等で、カタログにない特注品等を使用する場合、図面に寸法が記載されていること

3. 改修前の写真(撮影日入りのもの)※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外

- ・改修箇所ごとの写真であること
- ・写真の枠内に日付が入っていること(日付入りの写真機がない場合、ボード等に日付を載の上撮影すること ※写真に直接マジック等で日付を書き込んだものは不可)
写真が不足している場合は、その箇所の工事相当額が給付対象外になる場合がありますので注意してください。
- ・段差解消の場合、段差がわかる写真であること。例えばメジャーをあてた写真など
- ・台紙(「写真貼付用紙」等)に貼付してあること

4. カタログ

- ・トイレの改修の場合、メーカー・使用部材等が確認できるようなカタログ又カタログのコピーが貼付されていること
- ・特注品の場合はカタログに相当する設計画面の添付があること

※事前承認後の変更について

住宅改修は事前申請制であるため、無断で改修内容の変更を行う事は認められません。住宅改修業者が改修を行う際に、利用者・家族から取り付け位置の変更等を希望されたとしても、安易に事前申請の内容と異なる改修を行ってしまうと保険給付の対象外となってしまう場合があります。そのような場合には必ずケアマネジャー等に相談してください。

<事後申請時の施工業者が用意する提出書類の留意点>

※下記内容は一般的な事例を想定しているため、その他書類等が必要な場合もあります。
予めご了承ください。

1. 介護保険居宅介護(介護予防)住宅改修費支給申請書

・事前申請してある当書類に「着工日」・「完成日」・「改修費用」・「申請日」を記入してください。

※工事完了後、事後申請時まで申請者(被保険者本人)が死亡した場合は申請者を相続人代表者に変更する必要があります。

2. 領収書(原本)

(償還払いの場合)

・領収金額が見積り金額(工事費内訳書)及び請求書(内訳書)と同額であること

(受領委任払いの場合)

・領収金額が利用者負担額と一致すること

※見積り金額と領収金額が変更になる場合には市へ相談してください

(基本増額は認められません)

(受領委任・償還共通)

・領収年月日が記載されていること

・施工業者の印が押されていること

・氏名等が被保険者本人であること

・但し書きの記載に介護保険住宅改修の工事であることが明記されていること

3. 改修後の写真(撮影日付入りかつ改修箇所の長さ・高さ等が分かるようにメジャーをあてた写真)

※写真の現像費用は住宅改修費の支給対象外、写真に直接マジック等で日付を書き込んだものは不可

・改修箇所の写真であることがわかること。改修前と同方向から撮影し、整合性が取れており比較対照できること。固定状況や段差状況が確認できること

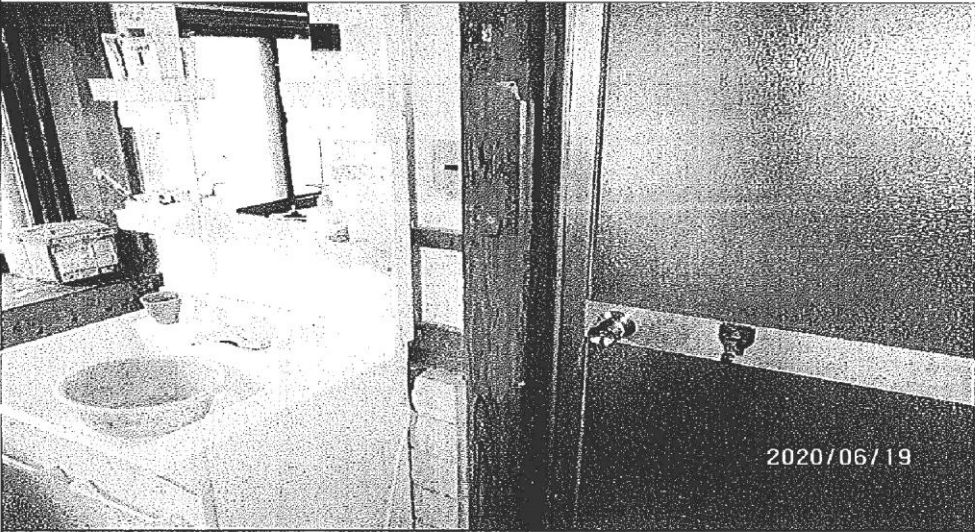
・事前申請時の「平面図」及び「見積書」と整合した内容であること

・台紙(「写真貼付用紙」等)に貼付してあること

・改修箇所が写真で確認できない場合等には、写真の撮り直しによる書類の差し替えが必要になりますのでご注意ください。

4. 請求書(請求内訳書)

記載内容は見積書と同様ですので、ご確認ください。

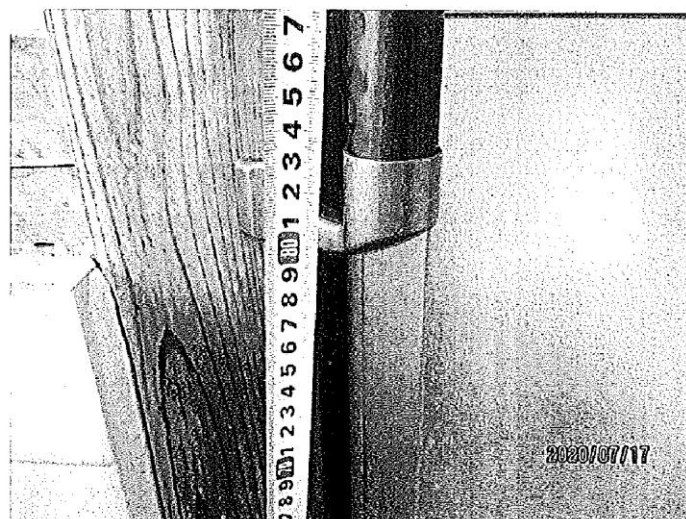
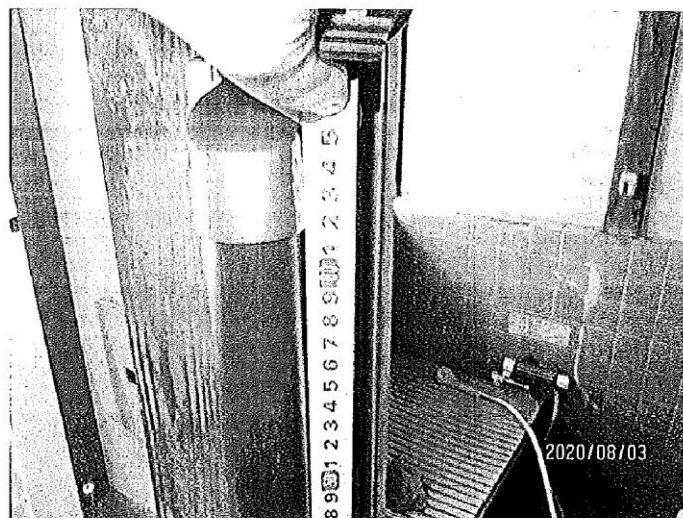
被保険者氏名：		被保険者番号：		No.	1
施工業者名：					
改修箇所	浴室出入口	対象工事種別	手すり取付		
改修前		撮影日： 令和 2 年 6 月 19 日			
					
改修後		撮影日： 令和 2 年 7 月 17 日			
					

※写真は、工事種別ごとに提出してください。

※写真は、改修前・改修後それぞれ日付の入ったものとします。ただし、日付を写し込む機能がない場合は、紙や黒板等に日付を記入して一緒に撮影してください。

また、改修前と改修後がわかりやすく比較確認できるよう、同じアングルで撮影するなど工夫して撮影してください。

そのほか、メジャーをあてた部分が写っている写真が必要です。



6. 住宅改修の種類

※各参考事例は、あくまでも一般的な事例を取り上げています。対象の可否についてあいまいなケースについては、利用者の身体状況等により個別判断する場合がありますので、必ず事前にケアマネジャーか介護福祉課にご相談ください。

(1) 手すりの取付け

廊下、便所、浴室、玄関、玄関から道路までの通路等に転倒予防や移動、または移乗動作の補助を目的として手すりを設置

【付帯工事】

手すりの取付けのための壁の下地補強も対象

【参考事例】

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○ 居室内の手すり(居間、便所、浴室、玄関等)	× 集合住宅等の共用部分の手すり(ただし、貸主の承諾があり、動線上であれば可)
○ 敷地内の手すり(玄関ポーチ、玄関までの通路等)	× 敷地外の手すり
○ 下駄箱への手すりの取付け(手すりの安全性を確認できる場合に限る。)	× 固定したネジの頭を隠す化粧用のシール相当費用
○ 既存手すりの撤去費(付け替え・移動の場合)	× 手すり取付けの場合で、既存設置物の移設相当費用
○ 手すりの付け替え・移動(身体状況の変化等による場合のみ)	

※取付け工事で固定しない床置きや便器を囲んで使用する手すりは「福祉用具貸与」の対象となります。

(2) 段差の解消

敷居を低く(撤去)する、スロープの設置、浴室の床のかさあげ等工事を伴う居室、廊下、便所、玄関等の各部屋間の床の段差及び玄関から道路までの通路等の段差の解消。

<付帯工事>

浴室の段差解消(浴室の床のかさあげ)に伴う給排水設備工事も対象

スロープの設置工事に伴う転落や脱輪防止を目的とした転落防止柵の設置工事

【参考事例】

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○ 各居室の敷居を低く(撤去)する工事	× 床下収納スペースを埋める工事
○ スロープ・踏み台を固定設置する工事	× スロープや踏み台を固定せずに置くだけの工事
○ 浴室の洗い場のかさ上げ工事	× 昇降機・リフト・段差解消機を設置する工事
○ 敷石をコンクリートスロープにする工事	× 上り框に腰かけ台を設置する工事
○ 居室・廊下をバリアフリーにする工事	× 浴槽の取替えに伴う給湯器・シャワー・水栓の工事
○ 階段の勾配を緩やかにする工事	× 電気工事
○ 浴槽をまたぎやすい浅いものに取り換える工事	× 転落防止柵の単独設置工事
○ スロープ設置に伴う転落防止策の設置	

※取付け工事で固定しないスロープは「福祉用具貸与」、取付け工事で固定しない浴室用すのこは「福祉用具購入費」の支給対象となります。

(3) 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は通路面の材料の変更

- ・居室では畳から板製床材、ビニール製床材等へ変更
- ・浴室では滑りにくい床材への変更等工事を伴う床材の変更
- ・通路面においては工事を伴う滑りにくい舗装材への変更等

<付帯工事>

床材の変更のための下地の補強や根太(ねだ)の補強又は通路面の変更のための路盤整備も対象

【参考事例】

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○ 畳から板製床材・ビニール製床材等への変更	× 老朽化による床材の張り替え
○ 浴室の床材を滑りにくい床材に変更	× 滑り止めマットを洗い場に置くだけ
○ 屋外の通路を滑りにくい舗装材に変更	× 転倒時のけが防止のために、床を柔らかい材質のものに変更
○ 階段の滑り止め(固定されているもの)	

(4) 引き戸等への扉の取替え

- ・開き戸から引き戸、折り戸、吊り戸、アコーディオンカーテン等へ取替え
- ・ドアノブの変更、戸車の設置等を含む工事を伴う扉の取替え

<付帯工事>

扉の取替えに伴う壁や柱の改修工事も対象、扉の撤去

【参考事例】

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○ 開き戸から引き戸・折り戸・吊り戸・アコーディオンカーテン等への取替え	× 自動ドアに取り換えた場合の、動力部分相当費用
○ 重い引き戸から軽い引き戸への取替え	× 引き戸等の新設
○ ドアノブの変更、戸車の設置、吊元の変更	× 雨戸の取替え
○ 扉の撤去	

(5) 洋式便器等への便器の取替え

- ・和式便器から洋式便器への変更等工事を伴う便器の取替え

<付帯工事>

便器の取替えに伴う給排水工事(水洗化又は簡易水洗化に係るものを除く)便器の取替に伴う床材の変更も対象

※非水洗または非簡易水洗の和式便器から水洗または簡易水洗の洋式便器に取り替える工事の場合の水洗化または簡易水洗化にかかる工事や電気配線、天井等の工事は対象外となります。

※洋式便器から、洋式便器への取り換えに伴い暖房便座や洗浄機能等が付加されている洋式便器への取り換えは、それら機能を含めた一体型の洋式便座が一般的に供給されていることを考慮し支給対象になります。ただし、すでに洋式便器である場合のこれらの機能等の付加のみを目的とした工事は対象外となります。(介護保険制度において便器の取替を住宅改修の支給対象としているのは、立ち上がるのが困難な場合等を想定しているためです)。

【参考事例】

保険給付対象工事	保険給付対象外工事
○ 和式便器から洋式便器への取替え	×
○ 洋式便器の工事	×
・便座の高度が高い(低い)洋式便器に取替える場合(ただし、補高便座を用いて座面の高度を高くする場合は、住宅改修ではなく福祉用具購入費の支給対象)	×
・洋式便器の向きを変える工事	×
○ 既存の和式便器は壊し、別な場所に洋式便器を設置(和式便器を洋式便器に取り替えたものとみなし、洋式便器の設置費用のみ支給対象)	×
○ 便器の取替えに伴う床・壁の解体、床の修復工事	×

<対象工事における留意点>

便座の高度が高い(低い)洋式便器に取り替える場合は、まず、補高便座の購入で対応できないか検討し、補高便座の設置が難しい場合に住宅改修の支給対象となります。

7. 住宅改修費が支給できない場合

次の場合は、事前申請で承認を受けていても、住宅改修費の支給ができません。

- ① 被保険者が工事完了前に死亡または施設に入所した場合、死亡または入所した時点までの工事部分しか支給されません。なお、該当する場合には、ケアマネジャーが速やかに申し出てください。
- ② 被保険者が工事完了前に医療機関および介護保険施設を退院(退所)しないまま死亡した場合。
- ③ 要支援・要介護認定が非該当となった場合。